

1. 件名：新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下での運転責任者の確保について
2. 日時：令和2年5月8日 14時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁、中部電力株式会社本店ほか
(テレビ会議システムにより実施)
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
 実用炉監視部門 吉野企画調査官、吉田管理官補佐、東原子力規制専門員
 専門検査部門 小坂企画調査官
東京電力ホールディングス株式会社
 運転育成グループマネジャー ほか1名
中部電力株式会社 (以下「中部電力」という。)
 原子力部 運営グループ スタッフ課長 ほか1名
関西電力株式会社 原子力発電部門 発電グループリーダー ほか1名
一般社団法人原子力安全推進協会 (以下「JANSI」という。)
 運転管理グループリーダー

5. 要旨

(1) 中部電力から、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での運転責任者の確保について、提出資料に基づき説明があった。中部電力からの主な説明は以下のとおり。

- 運転責任者の資格認定及び更新のため、第三者訓練機関（PWR及びBWR訓練センター）が実施する実技試験、更新に係る教育・訓練及び第三者判定機関（JANSI）が実施する筆記・口頭試験、講習を受験、受講することとなっているが、令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことにより、当該試験等の実施が困難となる可能性がある。

- このため、新型コロナウイルス感染防止の観点から、以下のとおり試験等の実施方法について検討した。

【筆記・口頭試験、講習】

・試験方法について、独立性・公平性・公正性を確保しつつWEBによるオンライン試験を実施する。なお、令和2年度第1回の運転責任者試験・講習については、オンライン試験により、予定どおり令和2年5月に実施する。

【実技試験、更新に係る教育・訓練】

・実技試験等には、シミュレータを活用した実施が必要であるが、各発電所のシミュレータでは当該試験の要求事項を満足しているかの確認等の課題があるため、従来どおりPWR及びBWR訓練センターで実

施する必要がある。

- 以上のことから、実技試験、更新に係る教育・訓練については、当該訓練センターで実施する必要があるため、運転責任者資格の有効期限の留保を認めていただきたい。

(2) 原子力規制庁より、運転責任者資格の有効期限の留保について、各事業者から当庁に対し申出を行うよう伝え、JANSIは各事業者にその旨伝えるとの回答があった。

6. 提出資料

資料1：新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での運転責任者の確保について